



大和高田市

おくやみ
ハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

大和高田市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大和高田市役所 0745-22-1101

事前準備について

大和高田市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「ご来庁時の持ち物について」
をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者がご来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、大和高田市役所へお越しください。



ご来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご持参の上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ ご来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 振込口座の分かるもの（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- ☐ マイナンバーカード・通知カード（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者がご来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険、後期高齢者医療保険関係で交付を受けている各種証（資格確認書等）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給資格証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

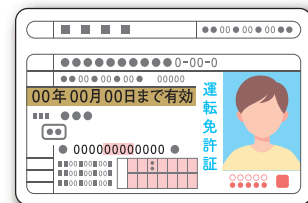
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

- ☐ 2点で本人確認できる書類

介護保険、福祉医療費受給資格証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P.5
	☐	印鑑登録をしていた	
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.6
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.7
年金	☐	国民年金に加入、または受給していた	P.8
	☐	厚生年金に加入、または受給していた	
	☐	共済年金に加入、または受給していた	P.9
	☐	農業者年金を受給していた	
	☐	議員年金を受給していた	
税金	☐	税金の納付が済んでいない	P.10
	☐	市民税・県民税が課税されていた	P.11
	☐	固定資産を持っていた	
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.12-13
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14
	☐	保険料が発生していた	
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.15
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.16
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.17-18
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	精神障害者医療費・精神障害者医療費(後期高齢者)・心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費の助成を受けていた	P.19
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.20
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.21
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.22
	☐	ひとり親家庭になった	P.23
	☐	ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた	P.24
	☐	子ども医療費受給資格証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.25
	☐	交通事故や自然災害により父や母を亡くした	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.26
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
その他	☐	家財整理をしたい	P.27
	☐	道路を占用していた	
	☐	法定外公共物(里道・水路)を使用していた	P.28
	☐	市制度融資を利用していた	
	☐	きぼう号カードを所持していた	P.29
	☐	さくら荘入館証を所持していた	
	☐	市営住宅に住んでいた	P.30

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合は、死亡日をもって廃止となります。 マイナンバーカードまたは通知カードの返却義務はありませんので、不要な場合は破棄してください。返却を希望される場合は、返却することもできます。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカードまたは通知カード返却後ご確認いただくことができなくなります。返却を希望する場合は、全てのお手続きが完了してから返却していただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の通知カード	市民課 ☎ 0745-22-1101

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合は、死亡日をもって印鑑登録は廃止となります。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0745-22-1101

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失（世帯主変更）の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、または亡くなられた方が世帯主の場合は届出を行ってください。 交付を受けている国民健康保険関係の各種証がある場合は返却していただくか、はさみで裁断する等して処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 亡くなられた方の同一世帯員 または親族、委任を受けた方
☐ 亡くなられた方の国民健康保険関係の各種証（資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0745-22-1101

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合または国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 葬祭執行者の印鑑・振込口座の分かるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0745-22-1101

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前または振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	診療月の翌月初日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 印鑑（相続人のもの） ☐ 振込口座の分かるもの（相続人のもの）	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0745-22-1101

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、届出を行ってください。	なし
	手続き可能な人
	亡くなられた方の同一世帯員 または親族、委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療保険関係の各種証 (資格確認書等)	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。 ※後期高齢者医療制度に加入する前の保険から、埋葬料等が支給される場合は、申請できません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の振込口座の分かるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前または振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	診療月の翌月初日から2 年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込口座の分かるもの(相続人のもの)	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の方の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、大和高田市役所へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	市民課 ☎ 0745-22-1101

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の方の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の方の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合は、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、 除籍抄本または死亡日を明らかにすることができる証明書	奈良県農協各支店

議員年金を受給していた

手続き 議会事務局へ連絡

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合は、遺族年金を請求できる方がいるときは「遺族年金の請求」、遺族年金を請求できない方がいないときは、「受給権消滅」の手続きが必要ですので、議会事務局へご連絡ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 年金証書 ☐ 印鑑（請求者のもの） ☐ 年金振込口座の分かるもの（請求者のもの） ※請求者と同じ名義の個人口座に限ります。	議会事務局 ☎ 0745-22-1101

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書に同封されている納付書により納付をしてください。 なお、納付状況が分からない場合は収納対策課までお問い合わせください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書 ☐ 納付書または領収書 ☐ 同一世帯以外の相続人がお越しいただく場合は、亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等）	収納対策課 ☎ 0745-22-1101

手続き② 口座振替の停止または変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口にて口座振替の停止または変更を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 口座振替の変更手続きの場合は、変更先のキャッシュカード ☐ 同一世帯以外の相続人がお越しいただく場合は、亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等）	収納対策課 ☎ 0745-22-1101

4. 税金に関する手続き

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合は、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類を、相続人代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相当な期間（概ね 3 か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類	税務課 ☎ 0745-22-1101

固定資産を持っていた

手続き 現所有者申告書の提出（年内に相続登記が完了できない場合のみ）

手続き詳細	期 限
固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合は、原則、管轄の法務局で相続登記を行う必要があります。（相続登記について詳しくは P33、P41 をご参照ください。） 年内に相続登記が完了できない場合のみ、税務課に「固定資産現所有者申告書」を提出してください。 固定資産現所有者申告書は、固定資産税に関する納税義務者の申告であり、納税通知書や納付書を正しく送付するためにご提出をお願いします。	現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月を経過した日まで ※郵送で固定資産現所有者申告書が届いた方は、案内に記載している期日まで
	手続き可能な人
	法定相続人（法律上相続の権利を有する者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方のマイナンバーカード なお、相続登記の手続き等については、管轄の法務局にご確認ください。	税務課 ☎ 0745-22-1101 管轄の法務局 葛城支局 ☎ 0745-52-4941

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居されている親族の方 ③その他 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0745-22-1101

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【ナンバープレートをそのまま使用される場合】 ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合は、相続人からの名義変更に関する委任状 【ナンバープレートを変更される場合】 ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	①相続人 ②相続人と同居されている親族の方 ③その他 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0745-22-1101

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等を交付されていた場合は、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎ 0745-22-1101

保険料が発生していた

手続き 相続人による過誤納還付金等請求書の提出

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ過誤納還付金等請求書を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込口座の分かるもの（相続人のもの）	介護保険課 ☎ 0745-22-1101

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合は、死亡日をもって喪失となります。返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、同居されている親族の方の振込口座の分かるもの	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が受給者（保護者）の場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、死亡届の手続きが必要です。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。 ※同居されている親族の方が亡くなられた場合等、扶養義務者の所得等に変更が生じた場合は、事前にお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日から数えて15日以内 手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【未支払手当の請求の場合】 ☐ 対象児童の振込口座の分かるもの 【受給者変更の場合】 ☐ 請求者（新しく受給する方）と対象児童の戸籍謄本 ☐ 請求者の振込口座の分かるもの ☐ 請求者と対象児童のマイナンバー確認書類 ※個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

MEMO

【亡くなられた方が対象児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児童の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、資格喪失の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人 特別児童扶養手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者の本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	どなたでも可
	問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

6. 福祉（障がい）に関する手続き

精神障害者医療費・精神障害者医療費（後期高齢者）・心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費の助成を受けていた

手続き 精神障害者医療費・心身障害者医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害に関する医療費助成を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、受給資格証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の精神障害者医療費受給資格証 ☐ 亡くなられた方の心身障害者医療費受給資格証 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの ※後期高齢者医療保険に加入されていた方は受給資格証はありません。	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合は、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合は通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合は、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合は、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の保護者変更または返却となります。また、受給していた児童が亡くなられた場合は地域生活支援サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【亡くなられた方が受給者（保護者）の場合】

手続き 受給者変更の手続き（未払い分がある場合は未支払児童手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の受給者の場合は、受給者変更の手続きが必要です。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払児童手当請求書を提出してください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者変更の場合】 ☐ 請求者（新しく受給する方）の本人確認書類 ☐ 請求者の振込口座の分かるもの ☐ 請求者のマイナ保険証または資格確認書 ☐ 請求者のマイナンバー確認書類 【未支払手当の請求の場合】 ☐ 対象児童の振込口座の分かるもの ※個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方
	問い合わせ先 こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

【亡くなられた方が対象児童の場合】

手続き 児童手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の支給対象児童の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、資格喪失の手続きが必要です。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 受給者の本人確認書類	児童手当の受給者
	問い合わせ先 こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が受給者（保護者）の場合】

手続き

児童扶養手当受給者死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の受給者の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、死亡届の手続きが必要です。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払児童扶養手当請求書を提出してください。 児童扶養手当の受給者が亡くなられたことにより、対象児童を養育する方が引き続き児童扶養手当を受給する場合は、新規認定請求をいただく必要があります。（詳細は事前にお問い合わせください。） ※同居されている親族の方が亡くなられた場合等、扶養義務者の所得等に変更が生じた場合は、事前にお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日から数えて 15 日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 児童扶養手当証書 【未支払手当の請求の場合】 ☐ 対象児童の振込口座の分かるもの 【受給者変更の場合】 ※ 個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

【亡くなられた方が対象児童の場合】

手続き

児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児童の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、資格喪失の手続きが必要です。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人 児童扶養手当の受給者
☐ 受給者の本人確認書類 ☐ 児童扶養手当証書	問い合わせ先 こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

7. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭になった

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭のための支援制度の一つとして、児童扶養手当があります。詳細はお問い合わせください。 ※遺族年金を受給される場合は、年金額によって、児童扶養手当の支給が受けられないことがあります。	原則、配偶者が亡くなられた日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども家庭課 ☎ 0745-22-1101

手続き ひとり親家庭等医療費助成の受給申請

手続き詳細	期 限
児童を現に扶養している方は、ひとり親家庭等医療費助成を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。	児童を養育する方
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた

手続き ひとり親家庭等医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費助成を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、受給資格証を返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 振込先が変わる場合は、相続人の振込口座の分かるもの	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 相続人
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

子ども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 子ども医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療費助成を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、受給資格証を返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 児童の子ども医療費受給資格証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 振込先が変わる場合は、相続人の振込口座の分かるもの	児童を養育する方
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

7. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が養育医療を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、養育医療券を返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 振込先が変わる場合は、相続人の振込口座の分かるもの	乳児の保護者
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0745-22-1101

交通事故や自然災害により父や母を亡くした

手続き 奈良県交通遺児等援護事業、大和高田市交通遺児見舞金等支給に係る申請

手続き詳細	期 限
大和高田市内に住所がある高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童が、交通事故または自然災害により父や母を亡くした場合は、奈良県交通遺児等援護事業、大和高田市交通遺児見舞金等支給の申請ができる可能性があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
※個々の状況によって必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。 ☐ 住民票（亡くなられた方の除票を含む） ☐ 死亡診断書 ☐ 事故証明書 ☐ 保護者名義の振込口座が分かるもの ☐ 印鑑	遺児を養育する保護者
	問い合わせ先
	【交通事故による場合】 こども家庭課及び 生活安全課 【自然災害による場合】 こども家庭課

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合は、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族の方または同居の方が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	奈良県広域水道企業団 橿原・大和高田・明日香 エリア お客様センター ☎ 0745-52-1365

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合は、し尿くみ取りの取消または世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族の方または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方との繋がりを証明する書類等	市民衛生課 ☎ 0745-22-1101

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
ホームページの引越し・大掃除・遺品整理等による一時的多量ごみをご覧ください。 ※大和高田市の許可が無い「無許可」事業者がごみを運搬することは廃棄物処理法違反に該当しますのでご注意ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
	基本的に親族の方
	問い合わせ先
	クリーンセンター ☎ 0745-52-1600

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は、占用廃止の手続きをしてください。 名義の変更をする場合は、権利譲渡・権利承継の手続きをしてください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【道路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び必要書類	どなたでも可
【名義の変更】 ☐ 名義の変更に係る書類及び必要書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	問い合わせ先 土木管理課 ☎ 0745-22-1101

法定外公共物（里道・水路）を使用していた

手続き 使用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
使用許可を廃止する場合は、使用終了届を提出してください。 名義の変更をする場合は、権利譲渡・継承の手続きをしてください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【法定外公共物使用の廃止】 ☐ 使用終了届及び必要書類 【名義の変更】 ☐ 名義変更に係る書類及び必要書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	どなたでも可
	問い合わせ先
	土木管理課 ☎ 0745-22-1101

市制度融資を利用していた

手続き 利子補給金振込先変更手続き

手続き詳細	期 限
市制度融資の申請者が亡くなった場合は、市補給制度に関する届出書を提出し、利子補給金振込先の変更を行ってください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 振込口座の分かるもの（相続人のもの）	相続人
	問い合わせ先
	商工振興課 ☎ 0745-22-1101

9. その他の手続き

きぼう号カードを所持していた

手続き きぼう号カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がきぼう号カードを所持していた場合は、死亡日をもってきぼう号カードを窓口にて返却してください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ きぼう号カード	どなたでも可
	問い合わせ先
	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

さくら荘入館証を所持していた

手続き さくら荘入館証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がさくら荘入館証を所持していた場合は、死亡日をもってさくら荘入館証を窓口にて返却してください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ さくら荘入館証	どなたでも可
	問い合わせ先
	社会福祉課 ☎ 0745-22-1101

市営住宅に住んでいた

手続き 市営住宅に関する手続き

手続き詳細	期 限
どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
事前にお問い合わせください。	親族の方
	問い合わせ先
	住宅課 ☎ 0745-22-1101

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、マイナンバーカード、受取人の印鑑、振込口座の分かるもの 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	e-Tax (データ) により提出する場合は、従来どおり葛城税務署へ送信願います。 書面により提出する場合は、下記センターへ直接郵送願います。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1 か月以内	【郵送先】 〒661-8524 兵庫県尼崎市若王子3丁目11-46 大阪国税局業務センター阪神分室宛
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

新たに埋蔵・収蔵する墓地等、改葬先を決めます。

2 改葬許可申請書の入手・記入及び埋蔵証明

改葬許可申請書の入手・記入

永代供養や納骨堂に遺骨を移す場合に必要の手続きです。申請書の入手及び届出先は、墓地等のある所在地を管轄する市区町村役場です。詳しくは墓地等のある所在地を管轄する市区町村役場にお問い合わせください。

- ▶申請書は被改葬者「1人」につき「1枚」必要となります。
- ▶申請者と墓地使用者が違う場合は申請書の欄に、墓地使用者の署名・捺印（承諾）が必要です。

埋蔵証明の受取

埋蔵証明は、現在、納骨されている墓地等管理者（市町村とは限りません）に証明していただきます。

- ▶本市は、改葬許可申請書に欄を設けています。
- ※市営墓地（材木町・土庫）に納骨されている場合は、事前にお問い合わせください。

3 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職等にお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民衛生課
☎ 0745-22-1101

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	亡くなられた方の運転免許証と亡くなられたことが分かる書類を持って、返納の手続きをしてください。	高田警察署 ☎ 0745-22-0110 平日8:30～12:00、13:00～16:00の間のみ受付可能
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する。 (所得税は、「1」、相続税は「3」、消費税は「5」)
相続登記	☐	土地、建物の所有権移転登記(相続する不動産の名義変更) 申請を代理人に依頼する場合は、司法書士会にお問い合わせください。	管轄の法務局 葛城支局 ☎0745-52-4941 奈良県司法書士会 ☎0742-81-8050
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

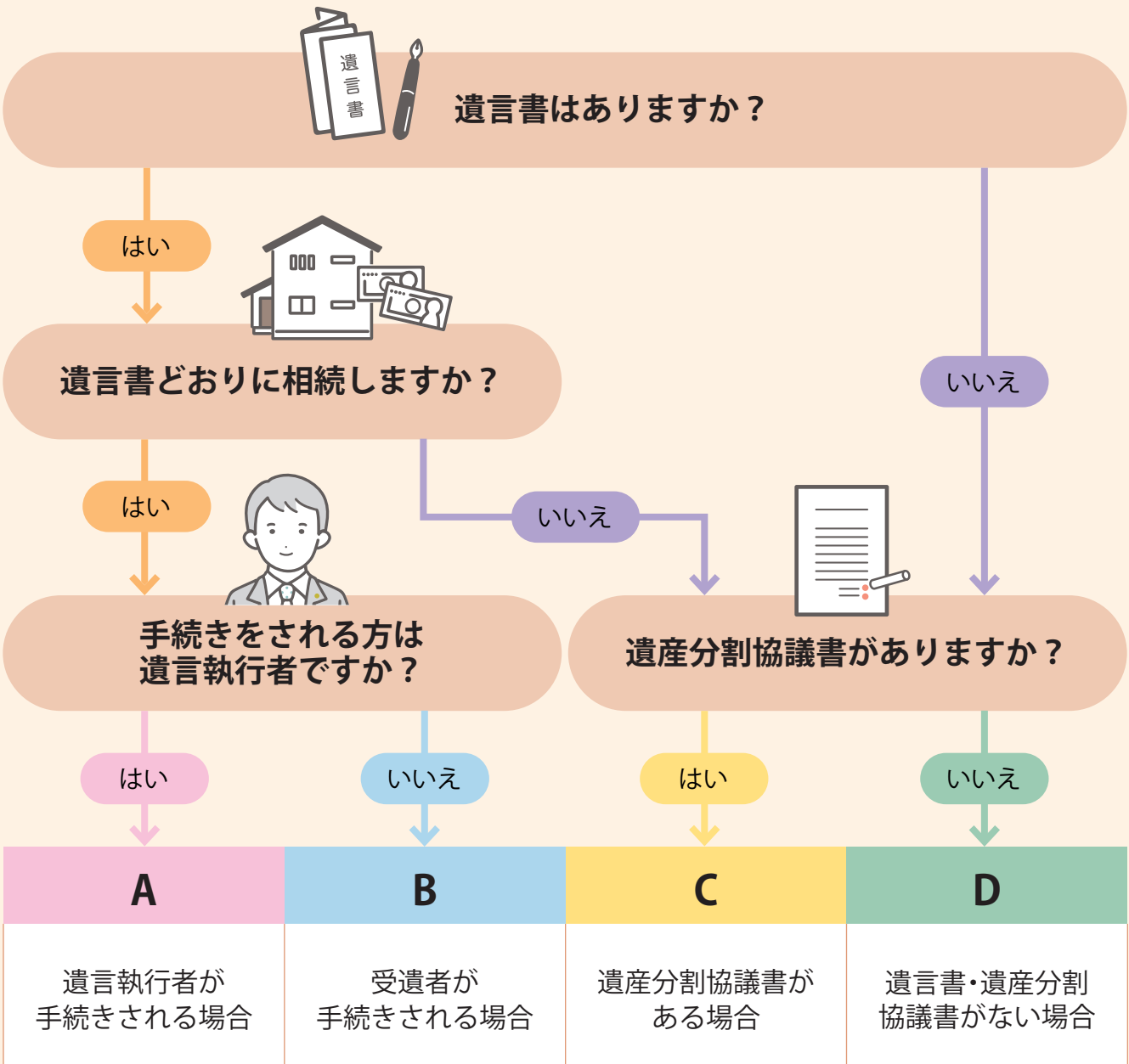
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなられた方)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族の方
全員	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	自筆証書遺言書 法務局の保管制度の利用あり 遺言書情報証明書	法務局
	法務局の保管制度の利用なし 検認調書または検認済証明書	家庭裁判所
A B	公正証書遺言書	公証役場
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族の方
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索、法務局で保管されているか否かの確認をしてください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。※取得していただくためには、相続人であることが分かる証明が必要です。（戸籍謄本及び本人確認書類）
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	相続の開始があったことを知ったときから3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合は、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

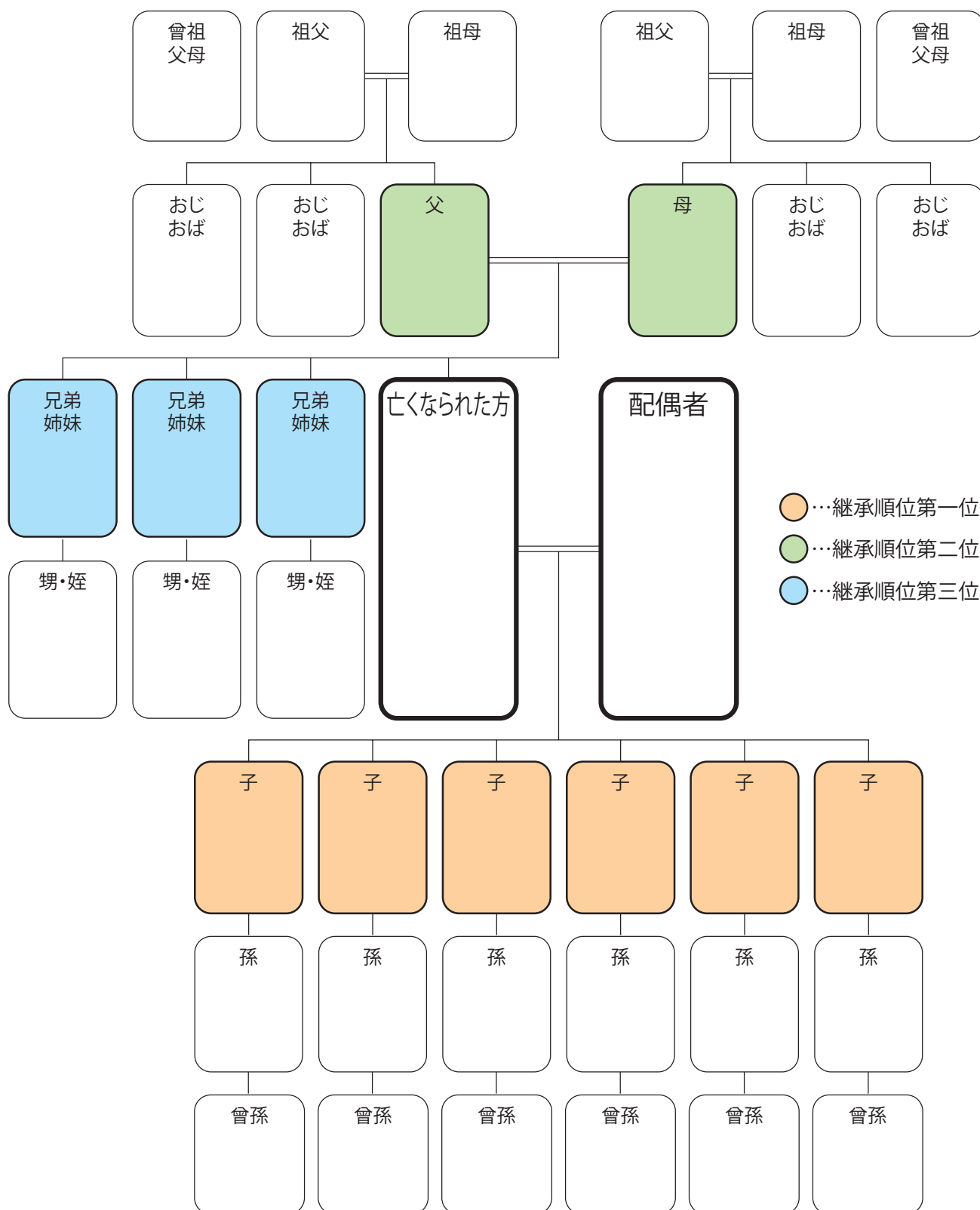
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



戸籍謄本、住民票等の必要書類を法務局へ提出することによって、被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化(※)されました！

なくそう



※正当な理由がなく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります

- 相続した土地・建物の相続登記は、お早めに！
- 今なら、**相続登記の免税措置**が、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をきちんと済ませましょう！

相続・登記の
専門家への相談
も、ご検討ください

登記の手続は
**法務局の
ホームページ**を
ご覧ください



お問合せは**奈良地方法務局葛城支局**まで
☎ 0745-52-4941

あなたと家族を
つなぐ相続登記

検索



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省ホームページ

自筆証書遺言書保管制度 あなたの遺言書、法務局が守ります

- 1 遺言書の紛失、改ざんの防止
- 2 家庭裁判所の**検認不要**
- 3 相続人等への**保管の通知**
- 4 保管手数料**3,900円**

あなたの遺言を
きちんと
伝えるための
制度です



遺言書を
作成して
相続手続を
スムーズに

遺言書の内容については
法律の専門家への
相談をお願いします
手続には**予約**が
必要です！！



お問合せは**奈良地方法務局葛城支局**まで
☎ 0745-52-4941 (自動音声5番)

遺言書保管制度

検索



法務省ホームページ

※コピーしてお使いください。

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和

年

月

日

委任者

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日

年

月

日生

電話番号

—

—

(宛先)〇〇市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

発	行	大和高田市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発行年月		2025 年 10 月

